

駐在所だより

令和6年
12月号

四季桜

行在所 警察署
田市場 駐在 所
発 豊 市 電
 豊 市 電
 豊 市 電
 (0565)
 35-0110



飲みません 今日私が ハンドルキーパー
～ 飲酒運転を根絶しよう～



年末を迎え、忘年会、新年会など、飲酒の機会が増えますね。
楽しくお酒を飲んで、皆で喜びを分かち合う事は良い事ですが、
飲酒運転をすると全て台無しです。

お酒を飲むときは、お酒を飲まない人を
決めておき、その人が全員を自宅まで送り
届けてください。(ハンドルキーパー運動)

「飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！」



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

酒気帯び運転時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
ながらスマホ時 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察



本年11月1日から自転車での
飲酒、スマホ等使用による危険運転
の罰則が強化されました。

自転車なら大丈夫

ではありません！！

自動車、自転車、歩行者それぞれの
立場で交通安全をと交通事故防止
を心掛けてください。

**年末の交通安全
県民運動の実施**

12/1 ~ 12/10 までの10日間

